

公布された規則のあらまし

◇静岡県財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和4年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第2条～第2条の8、別表第5、別表第6関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則

1 制定の理由及び内容

行政の効率化を図るため、立入検査等の際に職員が携帯する身分証の様式の特例を定めました。

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

令和4年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 経営管理部総務局に法務課及び文書課を置くこととしました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (2) くらし・環境部環境局水利用課を水資源課に改めました。（第10条、第12条関係）
- (3) くらし・環境部環境局に盛土対策課を置くこととしました。（第10条、第12条関係）
- (4) スポーツ・文化観光部スポーツ局オリンピック・パラリンピック推進課を廃止することとしました。（第10条、第12条関係）
- (5) 健康福祉部福祉長寿局長寿政策課を福祉長寿政策課に改めました。（第10条、第12条、第13条関係）
- (6) 経済産業部農業局地域農業課を食と農の振興課に改めました。（第10条、第12条関係）
- (7) 静岡県立沼津技術専門校及び静岡県立清水技術専門校並びに静岡県立農林大学校を廃止することとしました。（第37条、第45条関係）
- (8) スポーツ担当部長を廃止することとしました。（第62条の5関係）
- (9) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県財産規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和4年度の組織改編に伴い、必要な改正を行いました。（第20条の2、第85条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

民生委員の定数の見直しをすることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（本則関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年12月1日から施行することとしました。

◇静岡県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

療育手帳の交付に関する事務について、個人番号を用いることとしたこと等に伴い、必要な改正を行いました。（様式第1号、様式第2号、様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第11号関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年6月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 分析等に関する新たな試験の項目を追加することとしたこと等に伴い、その手数料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）
- (2) 静岡県工業技術研究所の業務の見直しに伴い、手数料の項目の一部を削りました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県工業技術研究所に新たな機器を導入することとしたこと等に伴い、使用料の額を定めるほか、必要な改正を行いました。（別表関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇森林法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 森林法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第22条関係）
- (2) 保安林（保安施設地区）内土地形質変更等許可標識の大きさを設置位置に応じたものとするため、当該標識の大きさに関する規定を改めました。（様式第17号関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇都市計画法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

都市計画法等の改正に伴い、市街化調整区域における開発行為に係る開発許可の基準を改めました。
（第5条の2関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則

1 制定の理由

静岡県盛土等の規制に関する条例の制定に伴い、必要な事項を定めました。

2 内容

- (1) 再生土の原料となる産業廃棄物の定義等に関する事項を定めました。（第2条、第3条関係）
- (2) 盛土等に用いられる土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準を定めました。
（第4条、別表第1関係）
- (3) 盛土等の許可の適用除外とされる者、許可を受けようとする者が行わなければならない住民説明会等の事前手続、構造上の基準等を定めました。（第5条～第13条、別表第2、別表第3関係）
- (4) 盛土等の許可を受けた者が行わなければならない届出、報告等について、その方法、添付書類等を定めました。（第14条～第25条、別表第4関係）
- (5) 盛土等に同意をした土地の所有者による盛土等の状況の確認について、その頻度、確認事項等を定めました。（第26条関係）
- (6) 土砂等搬入禁止区域を指定し、又は解除する場合の公示方法を定めました。（第27条関係）
- (7) その他必要な事項について定めました。

3 施行期日

この規則は、令和4年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県流域下水道事業の一部を交通基盤部建築管理局长等が実施することができることとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第5条、第8条、第21条、第154条、第156条、第157条、第161条関係）

2 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとしました。